

## 太田市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市街地の環境の整備改善を促進するため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づき第一種市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）を施行する者及び優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日建設省住街発第63号）又は社会資本整備総合交付金交付要綱（社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日国官会第2317号）別添。以下「交付金交付要綱」という。）の規定に基づき優良建築物等整備事業を施行する者（以下これらを「施行者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）及び交付金交付要綱（以下これらを「交付金交付要綱等」という。）に準ずるものとし、その補助率は、市街地再開発事業については別表第1に、優良建築物等整備事業については別表第2に掲げるとおりとする。

2 市街地再開発事業の補助金の額は、事業に要する費用から公共施設管理者負担金、保留床処分金、参加組合員負担金、特定事業参加者負担金及び他の補助金等を合計した額を控除した額を限度とする。

(事業の承認申請)

第3条 優良建築物等整備事業を施行しようとする者は、初めて補助金の認定を申請しようとするときは、規則第5条に規定する補助事業等認定申請書を提出する前に、市長が別に定めるところにより、事業の施行について承認を受けなければならない。

(事業内容の変更等)

第4条 施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに市長に対し報告を行い、その指示を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じる経費の配分変更又は附帯事務費から事業費への流用による経費の配分変更
- (2) 施設建築物（附帯施設を含む。）の位置及び形態の変更
- (3) 事業を施行する区域の変更
- (4) 補助事業の中止又は廃止
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合

(事業の終了報告)

第5条 優良建築物等整備事業を施行する者は、第3条の規定により承認を受けた事業が終了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書を提出した後に、市長が別に定める書類を提出し、事業の終了について報告しなければならない。

(財産処分の制限等)

第6条 施行者は、補助事業により取得した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、施行者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数（補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）別表第2に規定

する耐用年数をいう。)を勘案して、当該財産の取得期間が市長の定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその附属物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金の交付目的を達成するため、特に必要と認めて定めるもの

2 財産の処分の承認を受けようとする施行者は、事業完了に伴う残存物件の財産処分承認申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の執行上必要な事項は、交付金交付要綱等に準じて取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市市街地再開発事業等補助金交付要綱(平成15年太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第2条関係)

##### 市街地再開発事業

補助の対象となる経費	補 助 率
1 調査設計計画費	
(1) 事業計画作成費	3分の2以内
(2) 地盤調査費	3分の2以内
(3) 建設設計費	3分の2以内
(4) 権利変換計画作成費	3分の2以内
2 土地整備費	3分の2以内
3 共同施設整備費	3分の2以内
4 附帯事務費	3分の2以内

#### 別表第2 (第2条関係)

##### 優良建築物等整備事業

補助の対象となる経費	補 助 率
1 調査設計計画費	
(1) 事業計画作成費	3分の2以内
(2) 地盤調査費	3分の2以内
(3) 建設設計費	3分の2以内
2 土地整備費	3分の2以内
3 共同施設整備費	3分の2以内
4 附帯事務費	3分の2以内